

国民健康保険について

◎保険料の決め方

その年に使われる医療費を推計し、そこから病院などでの一部負担金と国や県からの交付金などを差し引いた分が、皆さんから負担していただく国民健康保険料となります。

◎保険料の納め方

国民健康保険料は、世帯でまとめて納めるため、納付通知書（納付書）は世帯主宛に送られます。
※世帯主が国保に入っていないなくても、保険料を納める義務は世帯主にあります。

◎国保に加入するときや、国保から抜けるとき

社会保険から抜けて国保に加入するときや、社会保険に加入して国保から抜けるときは、必ず届け出が必要となります。次のものを持参して、役場町民課窓口で手続きをしてください。

- 国保に加入するとき……会社が発行する「健康保険・厚生年金保険資格喪失連絡票」など
- 国保から抜けるとき……社会保険の保険証

特別な事情で退職した人は保険料が軽減されます

（非自発的失業者による軽減）

会社の倒産や解雇、病気など、特別な事情で職を失った人については、在職中と同程度の保険料負担となるよう、国民健康保険料が軽減されます。

●対象となる人は…

退職したときに65歳未満で、次の条件全てに該当する人。

- (1) ハローワークから「雇用保険受給資格者証」をもらっている。
- (2) 「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードに、次のどれかが記載されている。

【離職理由コード】 11・12・21・22・23・31・32・33・34

●軽減の方法は…

保険料の所得割を計算するときに、退職者本人の前年の給与所得額を30%として計算します。

●軽減される期間は…

退職日の翌日から、その翌年度末までの期間となります。

※期間が満了する前に社会保険等に参加した場合も、軽減は終了します。

※雇用保険（失業保険）の給付を受ける期間とは異なります。

●軽減を受けるには…

「雇用保険受給資格者証」を持参し、役場町民課窓口に届け出てください。

国民年金

「国民年金保険料控除証明書」

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

- ・対象となる保険料は……その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料
※ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。
- ・申告で必要なものは……「国民年金保険料控除証明書」（11月上旬に日本年金機構本部から送付）

国民年金保険料控除証明書におけるお問い合わせは、年金事務所のほか専用ダイヤルをご利用ください。

●新庄年金事務所…………… ☎22-2050

●控除証明専用ダイヤル… ☎0257-070-117（IP電話等は、03-6700-1130）

＜専用ダイヤル受付時間＞

- ・月曜日～金曜日 午前8:30～午後8:15 ※月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7:00まで
- ・第2土曜日 午前9:30～午後4:00 ・祝日、12月29日～1月3日は、ご利用できません。

●お問い合わせ先……………町民課住民担当 ☎62-2111（内線 233）